

独立行政法人日本学生支援機構
平成20年規程第5号
最近改正 令和5年規程第6号

短期外国人留学生支援制度実施規程を次のように定める。

平成20年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 北原保雄

海外留学支援制度（協定受入）実施規程

（目的）

第1条 この制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（以下「大学等」という。）が、諸外国及び諸地域（以下「諸外国等」という。）の学校（大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校に相当する諸外国等の学校をいう。以下同じ。）と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき諸外国等の学校から短期間外国人留学生を受け入れる場合に、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、当該留学生に対して留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、我が国の大学等の留学生交流の充実を図るとともに、我が国の大学等の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「受入学生」とは、我が国の大学等（以下「受入大学等」という。）が、諸外国等の学校との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国等の学校（以下「在籍大学等」という。）に在籍したまま、8日以上1年以内の期間、受入大学等が実施する受入プログラムに参加する外国人留学生で、この制度により奨学金の支援を受ける者をいう。

（受入プログラムの申請要件）

第3条 この制度により、支援の対象となる受入プログラムは、別に定める要件を全て満たすものとする。

（受入学生の資格及び要件）

第4条 この制度により、受入学生として支援を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 我が国と国交のある国の国籍を有する者又は別に定める地域を出身地とする者（第9条に規定する奨学金支給対象者の登録の申請時に日本国籍を有する者を除く。）
- (2) 在籍大学等の正規の課程に在籍する者
- (3) 学生交流に関する協定等に基づき、受入大学等が受け入れを許可する者
- (4) 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、別記に定め

る方法で求められる在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上である者又はこれと同等と認められる者

- (5) 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者
- (6) 3箇月以上の受入プログラムに参加する者については、日本への留学に当たり、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格を確実に取得し得る者
- (7) 日本での留学期間を終了した後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者
- (8) 他団体等から受入プログラム参加のための奨学金（貸与の奨学金を除く。）を受ける場合は、その合計金額を本制度の支給月数で除した金額が、本制度による奨学金の月額を超えない者
- (9) その他理事長が必要と認める条件を満たす者

（支援の内容）

第5条 機構は、受入学生に対し、業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可）第34条及び第35条に基づき、月額80,000円の奨学金を支給する。

2 受入学生に対する奨学金の支給期間は、受入大学等が受入学生を受け入れる期間とし、支給対象となる月ごとに、一月分の奨学金を支給する。ただし、1プログラムにつき十二月分を超えないこととする。

（受入プログラム計画等の申請）

第6条 この制度に基づき、在籍大学等から受入学生の受入を計画し、受入学生としての支援を希望する受入大学等の長（以下「大学等の長」という。）は、受入プログラムの計画等について、別に定める関係書類を取りまとめた上、理事長に申請するものとする。

（選考方針等の決定）

第7条 理事長は、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき別に設置する海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）実施委員会に諮り、受入プログラムの選考方針並びにその採択及び奨学金支給割当て人数の決定のための審査基準等を審議の上決定する。

（受入プログラムの審査、採否及び奨学金支給割当て人数の決定）

第8条 理事長は、組織運営規程第30条の規定に基づき別に設置する海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）選考委員会に諮り、前条の選考方針及び審査基準等に基づき、受入プログラムを審査する。

2 理事長は、実施委員会に諮り、前項の審査結果を踏まえ、受入プログラムの採否及び奨学金支給割当て人数を決定し、大学等の長に通知する。

（奨学金支給対象者の登録）

第9条 前条第2項の規定により奨学金支給割当て人数の通知を受けた受入大学等は、割当て人数の範囲内で第4条に定める資格及び要件を満たしている者（以下「奨学金支給対象者」という。）を、別に定める方法により、機構に登録の申請をするものとする。

(受入学生の承認及び通知)

第10条 機構は、前条の申請内容を確認し、承認の可否を受入大学等に通知する。

(奨学金の支給)

第11条 受入学生に対する奨学金の支給は、別に定める方法により、受入大学等を通じて行う。

(実施結果等の報告)

第12条 大学等の長は、第8条第2項の規定に基づき採択された受入プログラムの実施期間終了後速やかに、別に定める関係書類により、受入プログラムの実施結果及び受入学生の受入状況等を理事長に報告するものとする。

(立入検査等)

第13条 理事長は、この制度の適正な実施のために必要があると認めるときは、受入大学等に対してこの制度による受入プログラムの実施状況等の報告を求め、又は機構職員に大学等の事務所又は事業場等に立ち入り、当該受入プログラムの実施状況又は帳簿書類その他関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(是正のための措置)

第14条 理事長は、第12条の報告、前条の検査の結果その他相当の理由により、この制度による受入プログラムの実施状況が適正でないと認めるときは、当該受入プログラムを是正するための措置をとるべきことを大学等の長に対して命ずることができる。

(受入プログラムの募集停止)

第15条 理事長は、受入大学等が、偽りその他不正の行為を行った場合、別に定めるところにより当該行為の判明した年度の翌年度から起算して5年以内で相当と認められる期間、受入大学等に対する海外留学支援制度（協定受入）の募集を停止し、受入プログラムの申請を受け付けない措置を行うものとする。ただし、当該措置を行った場合であっても当該行為が判明した以前に採択された受入プログラムについては奨学金支給対象者の登録の申請を受け付けるものとする。

(事務処理)

第16条 この制度に係る事務は、留学生事業部海外留学支援課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(短期留学推進制度（受入れ）実施規程の廃止)

2 短期留学推進制度（受入れ）実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第20号）は廃止する。

(経過措置)

3 施行日前の短期留学推進制度（受入れ）により平成 19 年度短期留学生として採用され、平成 21 年 2 月まで我が国へ短期留学する外国人留学生については、施行日以降、短期外国人留学生支援制度にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 21 年規程第 20 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前の短期外国人留学生支援制度により平成 20 年度短期留学生として採用され、平成 22 年 2 月まで我が国へ短期留学する外国人留学生については、施行日以降、留学生交流支援制度（短期受入れ）にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 23 年規程第 1 号） 抄

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 23 年規程第 6 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 23 年規程第 17 号）

この規程は、平成 23 年 6 月 24 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 25 年規程第 8 号） 抄

（施行期日）

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 25 年規程第 13 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 25 年 7 月 3 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の規定は、平成 25 年度以降に新たに実施する留学生交流支援制度（短期受入れ）による支援について適用し、平成 24 年度に開始した留学生交流支援制度（短期受入れ）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 26 年規程第 6 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前の留学生交流支援制度（短期受入れ）により、施行日の前日において奨学金の給付を受けていた者で、施行日以後引き続き奨学金の給付を受ける者については、施行日以降、海外留学支援制度（短期受入れ）にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 27 年規程第 9 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の規定は、平成 27 年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（協定受入）による支援について適用し、平成 26 年度に開始した海外留学支援

制度（短期受入れ）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第4号）

この規程は、平成29年3月29日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第6号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別 記

成績評価係数の算出方法

下表により「成績評価ポイント」に換算し、下の計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）する。

なお、履修した授業について単位制を探らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出する。

	成績評価				
	一	優	良	可	不可
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100~80点	79~70点	69~60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{成績評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{成績評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{成績評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{成績評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$